

志摩市会計年度任用職員募集要項

志摩市役所
健康福祉部 こども家庭課

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 募集職種

職 種	募集人数	業務内容
延長保育補助員	1名	基本保育時間を超える幼児の延長保育業務の補助 ※令和3年度はひまわり保育所勤務予定

2 採用予定年月日

※面談日に個別相談に応じます。

3 応募資格

◇地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方。

◇外国籍の方も受験できます。ただし、この選考により採用予定者となった場合でも、在留資格において就労等が制限されている場合、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ、採用できません。

◇年齢制限はありません。

4 選考方法

選考方法	内容
個別面接	主として、人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します。

5 申込書の入手方法

(1) 直接入手する場合

こども家庭課、総務部総務課（志摩市役所5階）、各支所窓口にて申込書を配布します。

※上記窓口での申込書の配布は、各部署の開庁時間内に限ります。

※土曜日、日曜日、祝日は、志摩市役所1階時間外窓口にて配布します。（ただし、午前8時30分から午後5時15分までの間に限ります。）

(2) 志摩市ホームページで入手する場合

志摩市ホームページにて、申込書をダウンロードすることができます。

A4サイズ、両面印刷によりご利用ください。

(3) 郵送で請求する場合

封筒の表に「志摩市会計年度任用職員選考申込書請求」と朱書きし、裏に請求者の住所・氏名を明記し、84円分の切手を貼付した返信用封筒（長3サイズ 縦235mm×横120mm）を同封の上、次の宛先に送付してください。

(宛先) 〒517-0592

三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

志摩市役所 健康福祉部こども家庭課 宛

6 申込手続き

申込 受付期間	随時受付 ※ 採用予定者が決定した時点で募集を終了します。
申込書 提出先	〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22 志摩市役所健康福祉部こども家庭課(電話0599-44-0282)
申込方法	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による 申込書の提出を推奨します。</div> <p>申込書に必要な事項を記入し、次の書類を添えて持参又は郵送により提出してください。</p> <p>※ 持参される場合は、健康福祉部こども家庭課窓口の開庁時間内（土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）にお申込みください。</p> <p>※ 郵送により申込書を提出される場合は、朱書きで「会計年度任用職員選考申込書在中」と記入し、送付してください。</p> <p>① <u>会計年度任用職員選考申込書</u> 写真(4cm×3cm)を貼付(写真の裏に氏名を記入) 3か月以内に撮影した正面、上半身、脱帽、無背景のもの</p> <p>② <u>返信用封筒(長3サイズ 縦235mm×横120mm)</u> 表面には、申込書の「連絡先」欄に記入した住所及び氏名を記入し、84円切手を貼付してください。</p>

7 面接の日時及び会場

後日、担当部署の職員から連絡します。

※ 連絡がない場合は、健康福祉部こども家庭課保育幼稚園第一係（電話0599-44-0282）まで連絡してください。

※ 台風等自然災害の発生状況により、試験の日時等を変更する場合があります。

8 選考結果の通知

選考結果については、選考を受けた方全員に封書により通知します。

9 勤務条件

任用区分	パートタイム会計年度任用職員
職種	延長保育補助員
任期	採用日から令和4年3月31日まで ※ ただし、採用の日から起算して1か月間（1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）は条件付採用とし、この期間は延長されることがあります。 ※ 条件付採用期間が終了した日の翌日において正式採用となります。 ※ 採用日について、個別相談に応じることができます。
再度の任用	選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。 ※ 公募によらない再度の任用を、2回を限度として行う場合があります。 ※ 公募に応募し、選考を受けることに回数の制限はありません。
勤務場所	市内保育所(令和3年度はひまわり保育所での勤務を予定しています。)
従事すべき業務の内容	基本保育時間を超える幼児の延長保育業務の補助
給料又は報酬	報酬 日額 2,693円～3,358円 ※ 学歴・経験年数等を考慮して決定します。 ※ 再度の任用時に経験年数により号給を加算する場合があります。
諸手当	通勤手当(原則として通勤距離が片道2km以上の場合)、時間外勤務手当等 ※ 諸手当の額については、「志摩市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「志摩市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則」によります。
給与の支給日等	当月末締め 翌月21日払い(口座振込)
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険は適用されません。
公務災害補償等	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
勤務時間	・ 15時00分から19時00分までのうち3時間 ・ 月曜日から土曜日までのうち週5日 週15時間 ※ 業務の都合上、所属長の指示により勤務時間を変更する場合があります。 ・ 所定勤務時間を超える労働の有無 時間外勤務の有無(無し)、休日勤務の有無(無し)
休日	勤務日以外の日(原則は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始。ただし、勤務の割振りがあった場合を除く)
休暇等	年次有給休暇、特別休暇【有給(公民権行使、忌引、夏季休暇等)、無給(産前、産後、保育時間、私傷病等)】等 ※ 志摩市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則によります。
服務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定(パートタイム会計年度任用職員については、地方公務員法第38条の営利企業への従事等の制限を除く。)が適用されます。
その他	・ 定期健診、ストレスチェック等の実施は有りません。 ・ 任期が満了した場合には当然に退職します。なお、その他退職に関する事項は、「志摩市会計年度任用職員の任用等に関する規則」によります。

10 問い合わせ先

この選考に関するお問い合わせは、志摩市健康福祉部こども家庭課保育幼稚園第一係へお願

いします。

(電話0599-44-0282)

1.1 その他

お預かりしました個人情報は、選考に必要な範囲のみに利用します。

なお、選考に伴ってお預かりしました各種書類(申込書等)は、返却することができませんので、予めご了承ください。